京都市告示第253号

平成27年12月15日京都市告示第512号(個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金)の認定について、一部を次のとおり変更します。

令和5年7月28日

京都市長 門川 大作

控除対象寄附金	法人又は団体の 所在地	使 途	寄附金税額控除の 対象となる期間
公益社団法人ビタミ	京都市左京区吉田牛ノ宮	当該法人の	平成27年1月1日
ン・バイオファクター協	町4番地 日本イタリア	主たる目的	以後
会に対する寄附金	会館3階	である業務	

(行財政局税務部税制課)